平成２８年度第１回審議会資料Ｎｏ.１

**岡谷市子ども・子育て支援審議会条例**

（設置）

第１条　少子化等の社会情勢の変化に対応し、総合的かつ計画的な子ども・子育て支援に関する施策を推進するため、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）第７７条第１項の規定に基づき、岡谷市子ども・子育て支援審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

**（任務）**

**第２条　審議会は、市長の諮問に応じ、法第７７条第１項各号に掲げる事務に関する事項について調査審議する。**

**２　審議会は、前項に規定するもののほか、保育所の設置及び運営に関する事項並びにその他子育て支援施策に関して調査審議することができる。**

（組織）

第３条　審議会は、委員１５人以内で組織する。

２　委員は、子どもの保護者、子どもの育成支援に携わる者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　審議会に、会長及び副会長１人を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第７条　審議会の庶務は、健康福祉部子ども課が行う。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**○子ども・子育て支援法（抜粋）**

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第６１条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

７ 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(市町村等における合議制の機関)

第７７条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第３１条第２項に規定する事項を処理すること。

二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第４３条第３項に規定する事項を処理すること。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第６１条第７項に規定する事項を処理すること。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

２ 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

３ 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

**１．子ども・子育て支援法７７条で定められている事項（条例第２条１項）**

支援法の規定に基づき、以下の事項について調査審議・意見をいただきます。

**①特定教育・保育施設の利用定員を定めるとき**

　　・新制度では、給付対象となる施設（認可保育所、認定こども園、幼稚園）の利用定員を定めることとなります。

　**②特定地域型保育事業の利用定員を定めるとき**

　　・同様に、小規模保育など給付対象となる事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）の利用定員を定めることとなります。

**③岡谷市子ども・子育て支援事業計画を定め、変更しようとするとき**

　　・岡谷市子ども・子育て支援事業計画（平成２７年度～平成３１年度）の変更。

　　・次期計画の策定

　**④子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項、及び当該施策の実施状況**

　・岡谷市子ども・子育て支援事業計画や、岡谷市の子育て支援施策の点検・評価。

**２．条例で特に定められている事項（条例第２条２項）**

**①保育所の設置及び運営等に関する事項**

　・岡谷市保育園整備計画（平成２４年度策定）

　　◆前期計画　（平成２５年度～平成３０年度頃）　東堀・西堀保育園の整備を予定

　　◆中期計画・後期計画　（平成３０年度頃以降）の策定

　　　本計画の策定や見直し、具体的な整備内容や整備手法について意見をいただきます。

**②その他子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項**

**・**児童育成計画

　　　第３次児童育成計画（平成２７年度～平成３１年度）の点検・評価

　・その他、子育て支援施策で市民の方々の意見をお聞きする必要がある事項など

**○岡谷市審議会等の設置及び運営に関する指針（抜粋）**

 (審議会等の公開)

第５条　審議会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、審議会等の長は、次のいずれかに該当する場合、非公開とする事由を明示の上、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(１)　会議において、岡谷市情報公開条例(平成１１年岡谷市条例第６号)第８条の規定に該当する情報に関し審議する場合（⇒個人情報や公にすることにより事業の適正な遂行を確保できない場合等の不開示情報を扱う場合）

(２)　会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあるなど会議の目的が達成されないと認められる場合

(審議会等の会議の運営)

第６条　審議会等の会議の効率的な運営を図るため、審議会等の所管課等は、次に掲げる事項に留意するものとする。

(１)　資料の説明に時間を費やさないため、事前に資料を配布するよう努めること。

(２)　会議において活発な議論がなされるよう、日ごろから委員へ積極的な情報提供に努めること。

(３)　委員からの意見・提言については、対応結果を審議会等に報告すること。

(４)　改選時には新旧委員の引継ぎを実施すること。

**○岡谷市審議会等の会議の公開に関する基準（抜粋）**

 (公開の方法)

第４条　会議の公開は、審議会等の長が傍聴希望者に傍聴を認めることにより行うものとする。

２　公開の会議における傍聴者の定員をあらかじめ定めておくとともに、会場に一定の傍聴席及び記者席を設けるものとする。ただし、傍聴希望者が多数の場合は、抽選により傍聴者を決定する。

３　傍聴者には必要に応じて会議資料を配布するものとする。ただし、会議資料のうち指針第５条の規定により非公開とされた資料を除く。

４　審議会等の長は、公開に当たり、会議が公正かつ円滑に行われるよう会場の秩序維持に努めるものとする。

(会議録の作成等)

第５条　審議会等の庶務又は事務局等は、会議の終了後速やかに会議録(原則口述筆記)を作成し保管するものとする。

２　前項に規定する会議録は、原則公開とし、非公開とするときは、その理由を明らかにするものとする。